

氏名(本籍)	児島峰(東京都)
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	博乙第2566号
学位授与年月日	平成23年11月30日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	口承・無形文化遺産「オルロのカーニバル」の学際的研究 -その政治・経済的意義の変遷と継承される理念-
主査	筑波大学教授 遅野井 茂 雄
副査	筑波大学教授 博士(法学) 辻 中 豊
副査	筑波大学准教授 宮 崎 和 夫
副査	筑波大学准教授 Ph.D. 箕 輪 真 理
副査	京都大学教授 Ph.D. 竹 沢 泰 子

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、2001年、世界遺産に登録されたボリビア「オルロのカーニバル」の形成と発展について、征服後、先住民や鉱山労働者の間に語り継がれた神話や記憶の分析を手掛かりに、学際的に分析することを目的としている。ボリビア革命(1952年)に至る政治変動、近代とは異なる国民国家建設、世界遺産登録に向けた独自の戦略構想、識字文化と口承文化との拮抗関係等の関連する題材を取り上げ、「オルロのカーニバル」を総体として理解することを目指している。

とくにオルロが鉱脈の発見とともに形成された近代産業都市で、異なる地域からの移住者を包含し、土着と西洋近代との折り合いをつける宿命をもって誕生したという場の特徴に着目し、神話や物語など、そこで語り継がれる文化の根底には一貫した理念があり、カーニバルを通じてそれがいかに継承され、時代に対応してボリビアの政治・経済にいかなる影響を及ぼしてきたのかを解明しようとしている。

論文は全11章から構成される。

序章では、祝祭論などカーニバルをめぐる先行研究とオルロのカーニバルに関するボリビア内外の研究に基づき、論文全体の説明仮説を提示する。つまり同カーニバルは鉱山都市に集まった先住民系非識字層が宗教儀礼に基づき路上で始めた口承文化であったが、対パラグアイ戦争(チャコ戦争)での敗戦を機に1940年代、征服以降近代の担い手である識字層も参加する祝祭へと変化する。カーニバルに込められた多様性を特徴とする理念は、新たな国民国家構築の運動であったボリビア革命(国民革命)から、先住民を大統領とするモラレス政権の誕生(2006年)へと具現化されていく。また口承文化がひとたび世界遺産として登録された段階で西洋の識字文化による規範化の結果として、本来の文化内容が切り離されることから生ずる文化の政治学が主題となることが説明される。

第一章「オルロのカーニバルをとり巻く環境」では、銀山都市ポトシとは対照的に比較的自由的な労働条件が保障されたオルロの形成の歴史を辿り、とくに20世紀、錫産業の中心地として多数の鉱山労働者を抱えて発展する同市の重要性を明らかにしている。1904年に定常的に参加するグループが結成されることで発

展するカーニバルを、転機となった1940年代を経てボリビア革命以降のボリビアの政治過程の中に概略的に跡づけている。

第二章「オルコのカーニバルを支える神話」では、カーニバルを通じて継承された3つの神話と物語を分析し、それらが植民地末期に決起したトゥパク・カタリ運動と密接な関連性をもつことを跡づける。侵略の不当性や循環型の歴史観を内包した被抑圧階級の集団的記憶を継承したカーニバルが、チャコ戦争後の政治変動と労働運動の拡大を背景に、1940年代に白人エリート層が参加する祝祭へと転換し、多様性を包含した新しい社会構築を目指す国民革命へと発展する過程を叙述している。

第三章「オルコのカーニバルを構成する宇宙観と農耕儀礼」では、鉱業都市オルコにおいてカーニバルを通じて農耕儀礼の影響が継承された側面に着目し、鉱山労働者との関係からカーニバルを捉える通説を批判的に検討している。同時にボリビア革命を経ても、新たな社会が構築されない中で、「悪魔の踊り」グループによる「七つの大罪」などカーニバル劇が変化する様子が分析される。

第四章「明確化していく政治理念」では、近代の原理による国民統合を推進した革命政府への失望から、1960年代に勃興する政治活動と文化運動について論じている。64年革命政府が倒れ軍政が誕生すると、オルコでは急進的な政治活動が再開され（1965年「人民政府」樹立の宣言）、急速な近代化を進め、独自文化を弾圧する中央政府に対抗し、農耕儀礼を復活させることで、多様な文化に根差した政治を打ち立てようとする独自の運動が分析される。

第五章「国家に対峙した「国民文化」の創出」では、1970年代にかけて「雑多で多様で異種混淆」のボリビア国家像を提唱したオルコ市文化政策を分析する。同市で推進された文化政策が、単に地域の文化擁護政策ではなく、中央政府が目指した近代的モデルとは異なる「国家」像の形成を追求するものであったことを明らかにしている。

第六章「急増する女性参加と新しい国民像の創出」では、国民文化となったカーニバルにおいて特権階級が導入した新ジャンルの踊りと女性像を取りあげてカーニバルの変容を扱う。同時に四種の女性参加者グループを分析して多民族社会において複雑な様相をみせるジェンダーの揺らぎを分析している。

第七章「カーニバルと経済戦略」では、1985年にかけてボリビアを襲った経済危機を受けて、実行団体が提示したカーニバルの観光産業化に焦点を当てる。観光で得られる収益がカーニバル自体の質を高めるとともに、住民に利益を還元する経済的自立戦略として観光産業化が肯定的に描写され、その脱植民地的戦略の根底にカーニバルを通じて継承される神話があることが明らかにされる。

第八章「世界遺産の登録基準とオルコのカーニバル固有の規範」では、世界遺産登録がカーニバルの観光産業化を促進する手段と捉えられるに至り、無形文化を対象とする新基準が世界遺産条約に設定されることが確実となった1998年以降、登録に向けた実行団体による法整備の動きと実施方法の変更について検証している。併せて世界遺産への登録基準を満たすための条件づけによって生じた識字文化の継承者と非識字文化の継承者との間の対立について考察している。

第九章「世界遺産「オルコのカーニバル」をめぐる現状と展望」では、世界遺産に登録されて以降のカーニバルについて考察し、パイオニア・グループから提起された批判を軸に、民衆文化が評価されることの意味と、無形・文化遺産として登録されたカーニバルの課題について検討している。

終章では、識字・有形文化とは異なるカーニバルの全体像について総括が行われている。

審査の結果の要旨

スペインによる征服以来500年、多様なアンデス文明の基層に近代が暴力的に移植され、多文化・多原理の「混在性」(R. サバレタ)を特徴とする多民族社会が形成されたボリビアにおいて、先住民を解放したは

ずのボリビア革命も近代の均質的な国民を仮想し、同化プロセスを加速させる結果となった。その後、ボリビアでは、初めて多民族・多文化を規定した1994年の憲法改正を経て、先住民出身の大統領を擁するモラレス政権下の2009年新憲法のもとで、スペイン語話者のみならず、アイマラ、ケチュアなど36の言語民族集団を対等のネーションと位置づける多民族国家の構築を試みるに至っている。

本論文は、そうした文化・民族の多様性と共存を積極的に肯定するインターカルチャーの象徴としてオルロのカーニバルを捉え、征服後の先住民社会や鉱山労働者に継承される神話や集団的記憶が、一筋のイデオロギーとなって、20世紀の政治変動から独自の経済政策に及ぼした影響について、文化人類学を中心に多面的・学際的に分析した意欲的な研究である。

分析は、チャコ戦争を機に非識字層の路上の行事から識字層を取り込むことで再解釈され、階級や人種、文化を超えた社会建設に向かう政治運動への合流、ボリビア革命との相克を経て、「ボリビアのフォークロア」として、また世界遺産としての認知されるに至る過程、最後はユネスコが指示する口承文化の識字化において発生した問題に対する批判的考察に及んでいる。征服された先住民とアンデスの儀礼、加えて鉱山労働者との特異な関係性の中からカーニバルの政治理念を抽出し、ボリビア革命に至る変動の過程や地域の経済戦略を照射する視点は新鮮である。ヨーロッパ・キリスト教世界における単に非日常性を強調するV.ターナーのようなカーニバル解釈を超える視点を提示している。

本研究は、参加グループや主催団体、鉱山労働者などへのインタビューと参与観察、地元新聞のアーカイブでの調査等、著者の10数年にわたる根気強い精力的な調査に基づき、神話や記憶の分析を手掛かりに、1世紀にわたるオルロのカーニバルの発展過程を総合的に研究した優れた業績である。カーニバルのハイライトである「悪魔の踊り」のみならず、多様なジャンルの踊りについて、その生成過程から変化の様相を詳細に調査している。これまで時代や対象を特定したオルロのカーニバルの研究は存在したが、本研究はその全体像を、語り継がれる神話を手掛かりに、各時代に特徴的な事象に焦点を当て、政治・経済・社会・国際関係の広い視点から扱った他に類を見ない研究となっている。

もとより、1世紀に及ぶカーニバルの発展過程を分析するには、通時と構造におけるより体系的な枠組みと綿密な作業が必要となるであろう。またカーニバルに内包されたイデオロギーと具体的な政治運動あるいは経済政策とを関連づけるには、より十分な裏づけが求められる。細部には修正すべき箇所が散見され課題も残るが、全体として学術的な価値を損なうものではない。

平成23年9月28日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。9月30日、総合評価について審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究所論文審査等実施細則」第10条(2)に該当することから免除した。

よって著者は、博士(学術)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。